

令和3年座間市議会第1回（3月）定例会提出議案等一覧表

令和3年3月22日提出

No	議案等番号	件名
1	議案第32号	令和2年度座間市一般会計補正予算（第20号）
2	議案第33号	人権擁護委員の推薦について
3	議案第34号	人権擁護委員の推薦について
4	報告第1号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
5	報告第2号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
6	報告第3号	専決処分の報告について（座間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
7	報告第4号	専決処分の報告について（座間市基金条例の一部を改正する条例）
8	報告第5号	専決処分の報告について（座間市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案第32号

令和2年度座間市一般会計補正予算（第20号）

令和2年度座間市の一般会計の補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,845千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,967,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月22日提出

座間市長 佐藤 弥斗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		24,182,255	140,445	24,322,700
	2 国庫補助金	16,210,206	140,445	16,350,651
16 県支出金		3,095,185	24,400	3,119,585
	2 県補助金	655,167	24,400	679,567
歳入合計		60,802,559	164,845	60,967,404

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		21,763,236	84,250	21,847,486
	1 総務管理費	20,446,553	84,250	20,530,803
3 民生費		21,207,802	24,400	21,232,202
	2 児童福祉費	8,318,365	24,400	8,342,765
4 衛生費		4,043,964	38,991	4,082,955
	1 保健衛生費	2,264,039	38,991	2,303,030
10 教育費		4,964,407	17,204	4,981,611
	2 小学校費	1,954,843	11,133	1,965,976
	3 中学校費	831,275	6,071	837,346
歳出合計		60,802,559	164,845	60,967,404

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症予防事業費	187
10 教育費	2 小学校費	小学校備品整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	1,376
		小学校総務一般管理経費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	5,244
		小学校義務教育教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	2,855
		小学校教育振興教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	1,658
	3 中学校費	中学校備品整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	2,200
		中学校総務一般管理経費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	1,822
		中学校義務教育教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	1,614
		中学校教育振興教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	435

2 変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	839,355	878,346

10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業費	231,974	360,716
	3 中学校費	中学校施設整備事業費	131,606	133,232

令和2年度

座間市一般会計補正予算
(第20号)に関する説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	24,182,255	140,445	24,322,700
2 国庫補助金	16,210,206	140,445	16,350,651
3 衛生費国庫補助金	177,744	131,851	309,595
6 教育費国庫補助金	456,285	8,594	464,879
16 県支出金	3,095,185	24,400	3,119,585
2 県補助金	655,167	24,400	679,567
2 民生費県補助金	504,089	24,400	528,489

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	131,851	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 補助率 10/10
2 小学校費補助金	5,562	1 学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（小学校（新型コロナウイルス感染症緊急対策））） 補助率 1/2
3 中学校費補助金	3,032	1 学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（中学校（新型コロナウイルス感染症緊急対策））） 補助率 1/2
2 児童福祉費補助金	24,400	1 緊急包括支援交付金（児童福祉施設等分・保育課（新型コロナウイルス感染症緊急対策）） 補助率 10/10

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	21,763,236	84,250	21,847,486		84,250
1 総務管理費	20,446,553	84,250	20,530,803		84,250
8 財政調整基金費	2,210,895	84,250	2,295,145		84,250

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		財政調整基金積立に要する経費	
24 積立金	84,250	1 財政運営 (1) 効率的・機動的予算事務 ・財政調整基金積立金	84,250 (84,250) (84,250)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	21,207,802	24,400	21,232,202	24,400	
2 児童福祉費	8,318,365	24,400	8,342,765	24,400	
1 児童福祉総務費	3,387,805	18,950	3,406,755	県支出金 18,950	
3 保育園費	675,477	5,450	680,927	県支出金 5,450	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		職員の人件費及び児童福祉事業活動、民間保育施設への助成等に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	18,950	1 保育対策 15,950 (1) 私立保育園との連携 (15,950) ・民間保育所助成事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (15,950) 2 教育環境 3,000 (1) 多面的な教育振興 (3,000) ・幼稚園子ども・子育て支援事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (3,000)
		公立保育園の運営及び維持管理に要する経費
10 需用費	1,694	1 保育対策 5,450 (1) 保育園等の施設定員確保 (5,450)
17 備品購入費	3,756	・保育所管理運営事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (5,045) ・保育所維持管理事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (405)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	4,043,964	38,991	4,082,955	131,851	△92,860
1 保健衛生費	2,264,039	38,991	2,303,030	131,851	△92,860
2 予 防 費	1,446,904	38,991	1,485,895	国庫支出金 131,851	△92,860

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		健康増進、予防接種、伝染病対策等に要する経費	
1 報 酬	96	1 保健衛生	38,991
7 報 償 費	9,180	(1) 予防接種の推進	(38,991)
8 旅 費	1,560	・新型コロナウイルスワクチン接種事業費	(38,991)
10 需 用 費	2,694		
11 役 務 費	16,759		
12 委 託 料	7,366		
13 使用料及び 賃借料	1,336		

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	4,964,407	17,204	4,981,611	8,594	8,610
2 小学校費	1,954,843	11,133	1,965,976	5,562	5,571
1 学校管理費	1,103,591	6,620	1,110,211	国庫支出金 3,307	3,313
3 教育振興費	634,472	4,513	638,985	国庫支出金 2,255	2,258

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		職員の人件費及び小学校の管理運営、施設の維持補修等に要する経費
10 需用費	5,214	1 教育環境 6,620 (1) 安全・快適な教育施設環境の確保 (6,620)
11 役務費	30	・小学校備品整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (1,376)
17 備品購入費	1,376	・小学校総務一般管理経費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (5,244)
		児童の教育活動助成及び就学援助等に要する経費
10 需用費	1,658	1 教育環境 4,513 (1) 情報機器等の整備 (4,513)
17 備品購入費	2,855	・小学校義務教育教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (2,855)
		・小学校教育振興教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (1,658)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 中学校費	831,275	6,071	837,346	3,032	3,039
1 学校管理費	396,679	4,022	400,701	国庫支出金 2,009	2,013
2 教育振興費	372,914	2,049	374,963	国庫支出金 1,023	1,026

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		中学校の管理運営、施設の維持補修等に要する経費
10 需用費	1,801	1 教育環境 4,022 (1) 安全・快適な教育施設環境の確保 (4,022)
11 役務費	21	・中学校備品整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (2,200)
17 備品購入費	2,200	・中学校総務一般管理経費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (1,822)
		生徒の教育活動助成及び就学援助、特別支援学級の運営等に要する経費
10 需用費	435	1 教育環境 2,049 (1) 情報機器等の整備 (2,049)
17 備品購入費	1,614	・中学校義務教育教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (1,614)
		・中学校教育振興教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策） (435)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与			
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	地 域 手 当 (千円)
補 正 後	長 等	3		25,923	10,436 4.35	3,112
	議 員	22	111,614		43,095 4.35	
	そ の 他 の 特 別 職	1,827	145,508			
	計	1,852	257,122	25,923	53,531	3,112
補 正 前	長 等	3		25,923	10,436 4.35	3,112
	議 員	22	111,614		43,095 4.35	
	そ の 他 の 特 別 職	1,827	145,412			
	計	1,852	257,026	25,923	53,531	3,112
比 較	長 等	0		0	0 0.00	0
	議 員	0	0		0 0.00	
	そ の 他 の 特 別 職	0	96			
	計	0	96	0	0	0

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
通 勤 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
21		39,492	5,471	44,963	
		154,709	39,539	194,248	
		145,508	5,157	150,665	
21		339,709	50,167	389,876	
21		39,492	5,471	44,963	
		154,709	39,539	194,248	
		145,412	5,157	150,569	
21		339,613	50,167	389,780	
0		0	0	0	
		0	0	0	
		96	0	96	
0		96	0	96	

議案第 33 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、意見を求める。

- 1 住 所 座間市相模が丘三丁目 35 番 15 号
- 2 氏 名 瀬 戸 晃
- 3 生年月日 昭和 34 年 12 月 13 日

令和 3 年 3 月 22 日提出

座間市長 佐 藤 弥 斗

提案理由

任期満了のため。

参考資料

年 月	主な経歴
昭和57年3月	東京スクールオブビジネス専門学校マスコミ広報科卒業
昭和57年4月～ 平成2年3月	株式会社伸和エージェンシー
平成2年4月～ 平成4年10月	フロンヴィルパシフィックAHC株式会社
平成4年11月～ 平成6年12月	株式会社アムネット
平成7年1月～ 平成8年12月	株式会社トキエクステリア
平成9年1月～ 平成14年11月	瀬戸インダストリー
平成14年12月～	瀬戸労務管理事務所
平成27年7月～	人権擁護委員

議案第 34 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、意見を求める。

- 1 住 所 座間市四ツ谷 58 番地の 3
- 2 氏 名 山 田 由 香
- 3 生年月日 昭和 41 年 8 月 15 日

令和 3 年 3 月 22 日提出

座間市長 佐 藤 弥 斗

提案理由

任期満了のため。

参考資料

年 月	主な経歴
昭和60年3月	成美学園女子高等学校卒業
昭和60年4月～ 昭和63年8月	松下通信工業株式会社
昭和63年9月～ 平成3年9月	日本ベンダーサービスセンター株式会社
平成15年4月～ 平成24年3月	座間市立入谷小学校PTA役員
平成24年4月～ 平成26年3月	学校評議員（座間市立入谷小学校）
平成25年4月～ 平成27年3月	座間市立西中学校PTA役員
平成26年4月～	座間市社会教育委員
平成28年1月～	座間市民活動サポートセンター
平成29年4月～ 令和2年3月	学校評議員（座間市立西中学校）
平成30年7月～	人権擁護委員

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月22日提出

座間市長 佐藤 弥斗

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月4日

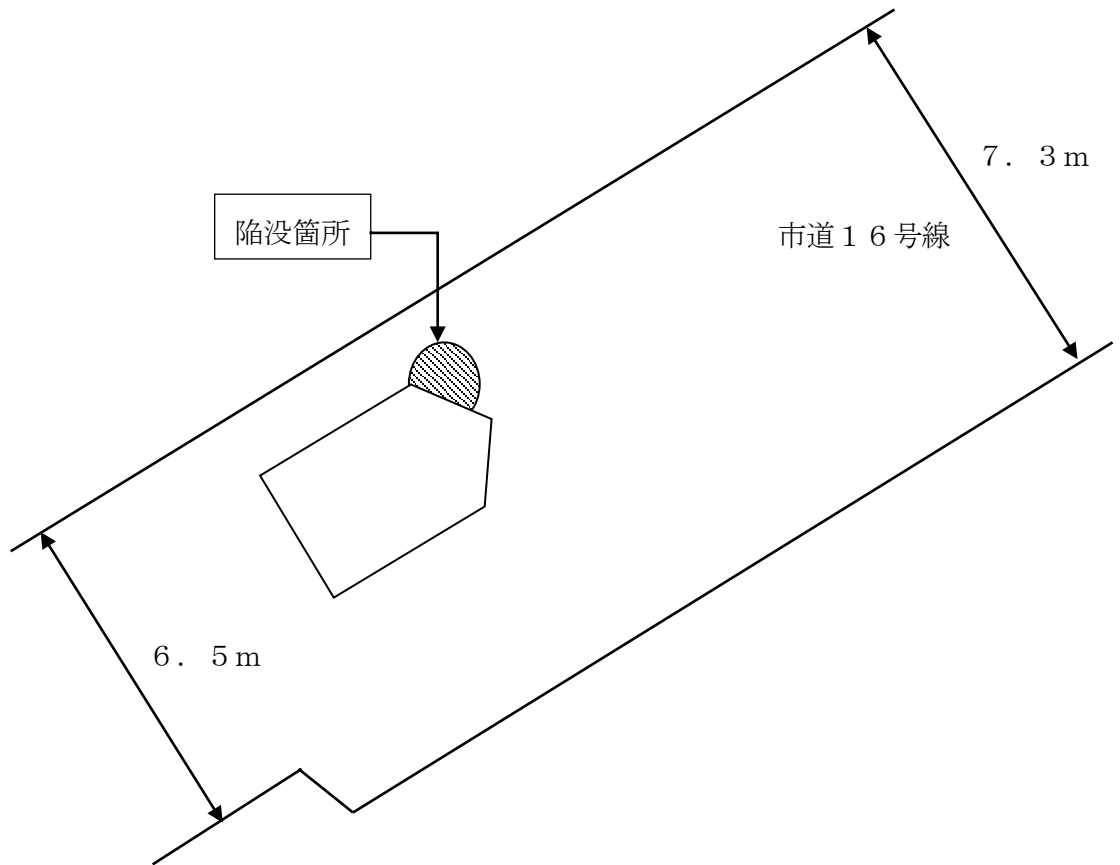
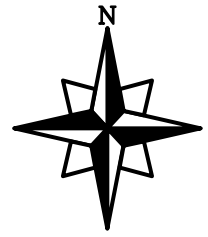
座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- 1 相手方 座間市座間2丁目在住 男性 37歳
- 2 和解の要旨 市は、相手方に対し2万1,322円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和3年1月12日午後5時頃
- 4 事故発生場所 座間市栗原973番地先路上
- 5 事故の状況 市道の路面に陥没箇所があり、走行中の相手方車両を破損させたものである。
- 6 損害賠償の額 2万1,322円

事故見取図



報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月22日提出

座間市長 佐藤 弥斗

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月10日

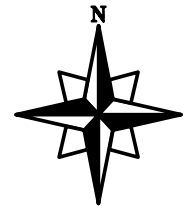
座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

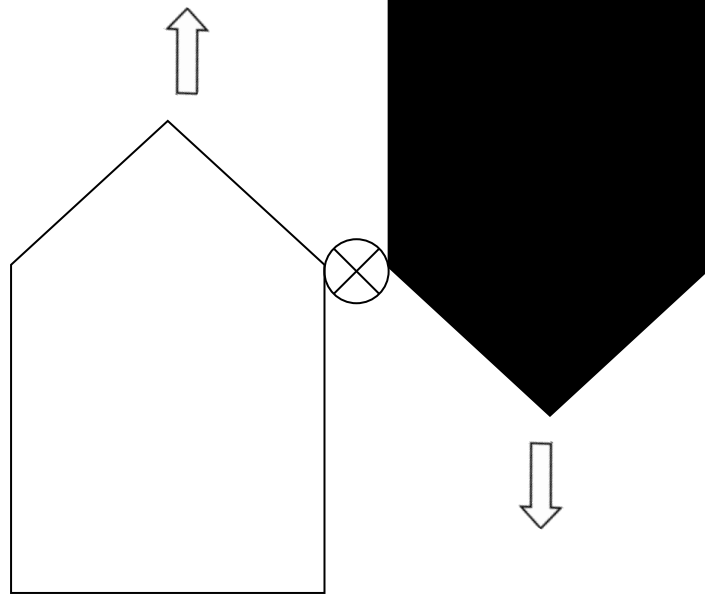
- 1 相手方 市外在住 男性 34歳
- 2 和解の要旨 市は相手方に対し5万5,946円を支払い、相手方は市に対し3万668円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和2年11月6日午前9時49分頃
- 4 事故発生場所 座間市南栗原五丁目8番43号先路上
- 5 事故の状況 ごみ収集車が相手方車両とのすれ違いの際、双方の車両の右側ドアミラーが接触し、破損したものである。
- 6 損害賠償の額 5万5,946円

事故見取図



市道 39 号線

ごみ収集車



相手方車両

5.0 m



報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月22日提出

座間市長 佐藤 弥斗

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

座間市長 佐藤 弥斗

座間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

座間市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年座間市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月22日提出

座間市長 佐藤 弥斗

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

座間市長 佐藤 弥斗

座間市基金条例の一部を改正する条例

座間市基金条例（昭和61年座間市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月22日提出

座間市長 佐藤 弥斗

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

座間市長 佐藤 弥斗

座間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

座間市国民健康保険条例（昭和34年座間町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。